

海南市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を公表する。

令和6年11月22日

海南市監査委員 宮 尾 文 也

海南市監査委員 中 平 博

## 財務監査等

### 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項に規定する監査

### 第2 監査の基準

監査の基準は、海南市監査基準（令和2年海南市監査委員告示第2号）に準拠している。

### 第3 監査の対象

総務部 危機管理課、市民交流課  
くらし部 社会福祉課、子育て推進課  
まちづくり部 産業振興課、建設課

### 第4 監査の期間及び実施場所

令和6年11月5日（火）  
海南市役所5階 5A会議室

### 第5 監査の着眼点

#### 1 財務監査

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 予算の執行は、正当な権限者が行い、その手続は適正か。
- (3) 会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。
- (4) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (5) 計数に違算はないか。特に各種帳簿の計数は、証拠書類等の計数及び関係帳簿類の計数と符合しているか。
- (6) 経理事務の管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。
- (7) 事務処理の組織又は手続に改善の余地はないか。
- (8) 公益性のない事業又は団体に補助金等の交付が行われていないか。
- (9) 補助金等の算出は、合理的な基準により行われているか。
- (10) 事業計画書どおりの精算が行われているか。

#### 2 行政監査

- (1) 事務事業の執行に当たっては、市民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- (2) 事務事業は、その目的を達成するために有効なものとなっているか。
- (3) 事務事業は、経済的、効率的に執行され、改善すべき点はないか。
- (4) 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。
- (5) 最少の経費で最大の効果をあげるようにし、その組織及び運営の合理化に努め

ているか。

(6) 各部局間の連携、整合性、統合性がとれ、公平性、公正性が確保されているか。

### 3 行政監査（くらし部 社会福祉課）

(1) 補助金等の交付決定は法令等に適合しているか。

(2) 補助金等交付要綱等により補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容が明確にされているか。また、公益上の必要性は妥当か。

(3) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

(4) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等により行われているか。

(5) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(6) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

## 第6 監査の実施内容

所管事務が関係法令等に準拠し、効率的かつ合理的に行われているかどうかを主眼とし、主に令和5年度（必要に応じて令和4年度以前を含む。）の事務事業について、所管課に事前に出納関係書類等の提出を求め関係書類を審査するとともに、担当者からの説明を聴取して審査を行った。

## 第7 監査の結果

監査を行った範囲内において、財務に関する事務及び行政事務全般を通じて、その処理はおおむね適正に執行されているものと認められたが、引き続き適正で効率的かつ合理的な事務の執行に取り組まれない。

各所管課への検討又は要望事項は、次のとおりである。

### 1 所管課 総務部危機管理課

(1) 対象団体 個人 23件

対象事務 ブロック塀等撤去改善事業補助金

ア 市民の安全性の確保を図るうえで必要なことから引き続き危険なブロック塀等の撤去改善に取り組まれない。

### 2 所管課 総務部市民交流課

(1) 対象団体 大十バス株式会社

対象事務 路線バス運行支援事業補助金

ア 特になし。

### 3 所管課 くらし部子育て推進課

(1) 対象団体 学校法人和歌山カトリック学園マリア幼稚園

社会福祉法人くるみ福祉会くるみ保育園

社会福祉法人ふじの会五月山こども園

対象事務 特別保育事業費補助金

ア 特になし。

4 所管課 まちづくり部産業振興課

(1) 対象団体 中山間小原集落 他36件

対象事務 多面的機能支払事業交付金

ア 特になし。

(2) 対象団体 下津町商工会

対象事務 下津町商工会事業補助金

ア 「警告書」に対する「下津町商工会改善計画書」の遵守状況を引き続き指導・監督されたい。

5 所管課 まちづくり部建設課

(1) 対象団体 個人 13件

対象事務 住宅耐震改修事業補助金

ア 市民の安全性の確保を図るうえで必要なことから引き続き住宅耐震改修の推進に取り組まされたい。

6 所管課 くらし部社会福祉課

(1) 対象団体 社会福祉法人海南市社会福祉協議会

対象事務 社会福祉協議会補助金

ア より緊密な連携を図りながら必要なサポートを行うなど、地域福祉活動の更なる推進を図られたい。

## 財政援助団体等監査

### 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に規定する監査

### 第2 監査の基準

監査の基準は、海南市監査基準（令和2年海南市監査委員告示第2号）に準拠している。

### 第3 監査の対象

団体の名称	補助金の名称	所管課
社会福祉法人海南市 社会福祉協議会	社会福祉協議会補助金	くらし部 社会福祉課

### 第4 監査の期間及び実施場所

令和6年11月6日（水）

海南保健福祉センター2階 多目的ホール第3研修室

### 第5 監査の着眼点

- (1) 補助金等の交付決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金等交付要綱等により補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容が明確にされているか。また、公益上の必要性は妥当か。
- (3) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (4) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等により行われているか。
- (5) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (6) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

### 第6 監査の実施内容

海南市からの補助金に係る出納その他の事務が適正に執行されているかどうかを主眼とし、令和5年度（必要に応じて令和4年度を含む）に執行された補助金に係る出納その他の事務について、社会福祉法人海南市社会福祉協議会に事前に出納関係帳簿等の提出を求め関係書類を審査するとともに、担当者からの説明を聴取して審査を行った。

### 第7 監査の結果

監査を行った範囲において、補助金に係る出納その他の事務はおおむね適正に執行されているものと認められたが、引き続き適正で効率的かつ合理的な事務の執行に取り組まれない。なお、団体に対する検討又は要望事項は、次のとおりである。

社会福祉法人海南市社会福祉協議会

- (1) 地域福祉の新たな課題に取り組まれるとともに、実施する各種事業の内容等を広く市民に伝えられるよう市や関係機関との連携を強化し、引き続き周知に努められたい。